

鹿児島県警察公衆接遇金取扱要綱の制定について（概要）

（平成20年12月16日 鹿地第481号）

本通達は、警察署，駐在所，署所在地，幹部派出所所在地及び警備派出所において勤務する職員が，勤務の関係上，旅行者等から金銭借用の申し出等を受け，自己の所持金を持って処理する場合があります，職員の経済的負担となっている実情を勘案して職員の経済的負担を軽減し，併せて良好な公衆関係の保持促進を図るために定めたものである。

本通達の主な内容は，

- 要綱の解釈
- 運営上の留意事項

等である。